

官民競争入札等監理委員会

第 66 回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会

第 66 回官民競争入札等監理委員会 議事次第

日 時：平成 22 年 10 月 27 日（水） 15:00～16:15

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 実施要項（案）について

- （1）経済産業省庁舎の管理・運營業務
- （2）財務局の未利用国有地の管理等業務
- （3）財務局の普通財産の管理処分等業務
- （4）公認会計士試験の試験実施業務

2. 実績評価（案）について

- （1）駐留軍等労働者労務管理機構の情報システム運用管理業務

3. (独)国際交流基金が運営する日本語国際センターの施設管理・運營業務について

4. 分科会の名称変更について【非公開】

5. 平成 22 年度公共サービス改革法対象事業の選定作業の方針について【非公開】

6. 行政刷新会議「公共サービス改革分科会」の設置等について【非公開】

<出席者>

（委員）

落合委員長、本田委員長代理、逢見委員、樫谷委員、小林委員、近藤委員、前原委員、吉野委員、渡邊委員

（政府）

園田大臣政務官

（事務局）

松山政策統括官、館事務局長、和田参事官、後藤参事官、山西参事官、栗田参事官、廣瀬企画官

○館事務局長 お忙しいところをおいでいただきまして、ありがとうございます。

それでは、これから「第 66 回官民競争入札等監理委員会」ということでよろしく願いいたします。

では、委員長、お願いいたします。

○落合委員長 本日の議題は、議事次第にあるとおりであります。

また、本日は、園田大臣政務官が 3 時 30 分ごろに出席されるということになっております。

それでは、議事次第に従いまして審議をしたいと思っておりますけれども、まず最初に、実施要項（案）についての審議ということですが、これにつきましては、入札監理小委員会で議論していただきましたので、順次その御報告を伺った上で審議をするということにしたいと思っておりますが、まず、「経済産業省庁舎の管理・運營業務」についてということですが、これは榎谷主査の方からお願いいたします。

○榎谷委員 入札管理小委員会の榎谷でございます。

資料 1-1 で御説明したいと思っております。実施要項（案）につきましては、1-2 の資料でございます。

まず、資料 1-1 でございますけれども、「経済産業省庁舎の管理・運營業務」でございますけれども、来年の 4 月から 26 年の 3 月までの 3 年間で民間競争を行うということになっておりますが、この実施要項（案）を審議いたしました。

ポイントは 2 つございますが、1 つは、「公共サービスの内容及び確保されるべき公共サービスの質について」ということで、実施要項（案）の 2 ページから 7 ページでございますが、論点といたしましては、民間事業者の創意工夫の余地を残さないような詳細な仕様を設定したり、過度な制限を設けたりしていないかと。管理・運營業務でございますので、どうしても仕様というのが優先されてしまう可能性があるということでございますので、このような論点。過度の制限を設けていないかということと、2 つ目は、従来の実施方法に対する改善提案を求める部分が明確でないと、提案に係る事業者の負担とリスクが結果的に大きくなって、参加者がリスクを感じて少なくなるとか、あるいは価格が高くなるという可能性があるということの論点が 2 つでございます。

対応といたしましては、従来の実施方法については、法令に反しない限り、改善提案を行うことができる旨を明記していただきました。その際、民間事業者は企画書提出期限前に経済産業省に質問することができる旨も明記していただきましたということでございます。

それから、その他でございます。これは実施要項（案）の 34~35 にかけてでございますが、意見募集をやっていただきましたが、その結果を踏まえまして必要な検討がされているかどうかということも議論いたしました。

対応でございますけれども、その結果を踏まえまして、業務実施責任者等の条件において、経験の年数が少し長過ぎるんじゃないかということがありましたので、必要とする実

務経験年数を緩和するなど、必要な修正を行いました。

以上でございます。

○落合委員長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、御報告の方を最初にやっていただいて、まとめて審議という順番でやりたいと思いますので、続きまして、「財務局の未利用国有地の管理等業務」、「普通財産の管理処分等業務」、「公認会計士試験の試験実施業務」、この3件につきまして、まとめて小林副主査の方からお願いいたします。

○小林委員 では、御報告いたします。

資料2-1に基づきまして、「財務局の未利用国有地の管理等業務」と、同様の論点でございますので、「財務局の普通財産の管理処分等業務」、2つをまとめて報告いたします。

両業務とも平成23年4月から平成26年3月までの契約期間3年間で民間競争入札を実施するというところでございます。

論点といたしましては、第1点目が、サービスの質の設定でございます。

この点につきましては、公共サービスの内容を踏まえて適切に設定されているかどうかということを検討いたしました。特に、定量的に管理等業務の処理期間内の処理率等というような明確な基準になっているかどうかということと議論をいたしまして、対応といたしまして、従来の実施における目的の達成の程度に記載していた実績を踏まえて、サービスの質に目標水準を明確に設定していただくということにいたしました。

2点目は、委託費等の支払方法であります。これは未利用国有地の管理等業務でございますが、この論点は、民間事業者による業務の是正措置が十分でなかった場合の対応が明確にされているかどうかということで、これに対する対応といたしまして、国が必要と認めた場合には、民間事業者は改善計画書を国に提出し、承認を得た上で速やかにその内容を実施するというように明確に規定していただきました。

次のページでございますが、3点目が、入札参加資格でございます。これも未利用国有地の管理等業務でございますが、入札の競争性が確保されるような必要かつ十分な内容となっているかどうかということと検討いたしました。競争性の確保が非常に重要な観点になりますので、この対応といたしまして、入札参加資格の等級を拡大するというように、参加者の可能性を拡大するというようにしていただきました。

4点目は、情報開示。これも未利用国有地の管理等業務でございますが、従来の実施状況に関する情報の開示内容が必要かつ十分な内容となっているかどうかについて検討いたしました。その対応といたしまして、従来の実施に要した経費及び人員の変動要因、どうしてその人員が変動したのかというその原因が分かるように、注記を付していただくということにいたしました。

5点目が意見募集の結果でございますが、意見募集の結果を踏まえて、必要な検討がされているかどうかということにつきまして検討いたしました。対応といたしまして、対象地域の

範囲の修正を行うということと、必要な検討と修正を行ったところであります。

以上が財務局の未利用国有地の管理等業務、普通財産の管理処分等業務でございます。

それから、続きまして、資料3-1に基づきまして、公認会計士試験事業について報告いたします。

この業務は、平成23年度実施分から原則3年以上の複数年間を契約期間とするという民間競争入札を実施することになっております。

ここでの大きな論点は3つでございます。

1点目は、ディスインセンティブに関してでございますが、これは、公認会計士試験を適正、確実、公正に実施するという観点から、従来の実施における達成水準が満たされていないような場合に、請負報酬を減額するなどのディスインセンティブを設定すべきではないかということを議論いたしました。

この対応といたしましては、かなり明確に規定するという観点で、重度の不備が生じて試験の有効性に影響を及ぼしたと認められた場合、この場合には、当該試験分の試験場運営業務に係る契約金相当額の支払を行わないものとして整理をしたということでございます。

それから、重度の不備には該当しない場合につきましても、不備が生じた業務に係る契約金相当額の5%を減額する仕組みを設定していただきました。

このように、ディスインセンティブを設定して公認会計士試験が適正かつ公正に行われるということについて、事業者の創意工夫を促す、また、確実な業務運営を図るというふうにしていただいたということでございます。

2点目は、落札者を決定するための評価の基準等でございますが、論点といたしましては、企画書の技術評価点について、事業の性質を踏まえて、必須項目審査による基礎点と加点項目審査による加算点の点数配分を適切に設定すべきである。また、どのような点を重視して提案を評価するのかということを確認にすべきであるというようなことを議論いたしました。

この対応といたしまして、技術評価点の配点を見直していただき、また、加点審査項目として、業務従事者への国家試験等の監督等の経験者を多く配置する内容の提案をより高く評価する旨などを明示していただきました。

なお、業務従事者の配置等の企画提案につきましては、事業開始後のモニタリングの中でその履行状況を確認するという旨も明示していただきました。

3点目でございますが、従来の実施状況に関する情報の開示の点でございます。

実施経費につきまして、委託費等の積算の前提であるデータ、具体的には人員等のデータの内訳を開示するなど、その積算根拠を分りやすくすべきであるということを確認いたしました。また、対応といたしまして、物件費、委託費等の内訳、会場借上げの状況、派遣試験官等の状況を明示していただくという対応をとっていただいたところであります。

以上でございます。

○落合委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいま御報告がありました4件につきまして、了承ということにしてよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○落合委員長 それでは、異存がないようですので、了承ということにいたします。法律上の根拠としては、公共サービス改革法14条5項の規定により付議された実施要項(案)について、管理委員会として異存がないという取扱いをするということであります。

続きまして、2番目の議題であります実績評価(案)についての審議ということですが、実績評価(案)につきましては、法人からの実施状況報告に基づき、内閣府が案を作成し、入札管理小委員会で審議を行うというやり方で行われているわけですが、本日、入札管理小委員会での審議の結果を踏まえた実績評価(案)ができ上がったということで、それにつきまして御審議をいただくということです。

それでは、「駐留軍等労働者労務管理機構の情報システム運用管理業務」の実績評価(案)につきまして、内閣府から説明をお願いいたします。

○山西参事官 それでは、資料4に基づき説明させていただきます。

業務の概要ですけれども、1ページ目の表にありますとおり、これは駐留軍等労働者労務管理機構で実際そこで管理している情報システムのハードウェア、ソフトウェアの管理、ネットワークの管理、移動管理、性能管理、セキュリティ管理、データ管理等のいわゆるWebサイトやホームページ、全体のシステムの管理が業務内容でした。

契約金額は2,800万円ということで、目標としてはヘルプサポートの満足度、これは、満足度が75点以上であること。

あと、そのほか、これは審議のときから業務の内容として関心事項となっていたんですけれども、米軍関係の労働者の情報を扱うということで、セキュリティの重大な障害の件数というのはないこと、更には、普通のシステムの重大障害の件数がないこと、こういう目標が立っていたと。

受託事業者決定の経緯ということとは、2ページの2でありますけれども、4者の入札が総合評価(加算方式)、これは3ページ目の方にも書いてありますけれども、技術点と評価点の割合が1対1の評価をいたしまして、それで受託事業者が決まったと。

あと、経費の方を見ますと、3ページ目の下の(2)になりますけれども、従来経費が4,600万円であったところを約61.1%に当たる2,800万円程度だったということでございます。

そこで、評価の中身ですけれども、基本的には満足度とかの結果が一応良好だったということ、そしてトラブルもなかったということで、特に問題がなしという評価の内容となっております。

ただ、これは、入札監理小委員会を先週の10月22日に開催したんですけれども、そこで指摘されたこととしても、満足度につきまして、これは今日の資料の2ページ目の下の方にありますけれども、満足度が75点以上ということだったんですけれども、個別の項目

で見ると、75にっていない項目が回答時間の適正性とかでございます。そこで御指摘を受けたのは、単に平均点から75を超えたらいいという問題じゃなくて、個別の点数について、やはり目標を達成している必要があるのではないかというような御指摘を先週受けました。

こういうことも踏まえまして、次期の実施要項につきましては、単に平均点が75ということ以外に、個別項目についてきちんと75を超えるようにという目標設定がなされることということになっております。

あと、それ以外に、この評価の対象としたときは、契約期間が1年ということだったんですけれども、次期の実施要項（案）、これは先週の22日に1回目の審議が入札監理小委員会で行われているんですけれども、それは1年ではなくて、延長して3年9カ月という契約期間での実施要項（案）の審議が今審議中ということになっているという状況でございます。

説明は以上でございます。

○落合委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御報告につきまして、何か御質問、御意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

（委員うなづく）

○落合委員長 それでは、異存がないようですので、監理委員会としても異存はないという取扱いにしたいと思います。

そういたしますと、3番目の議題に移るわけですが、「国際交流基金が運営する日本語国際センターの施設管理・運營業務について」、入札監理小委員会において実施要項（案）の審議をすべかどうかという点の問題であります。まず最初に、事務局の方からこの点について御説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、事務局の方から御説明させていただきます。

独立行政法人の国際交流基金というのは、外務省の独立行政法人ということになりますけれども、そちらの日本語国際センターの施設管理・運營業務について、外務省の方から平成23年度の当初から、4月1日から業務を開始することとして、実施要項を作成をして、入札監理小委での審議を経て、民間競争入札に付したいという要望がまいりましたので、こちらの方の概要について、まず御説明をさせていただきたいと思っております。

1. のところをご覧いただければと思っております。

御案内のとおり、来年度開始事業というのは、今年の7月6日の公共サービス改革基本方針の別表に既に掲げておりますので、後から外務省からの申出があったというのが1. のところでございます。

簡単に読み上げさせていただきますけれども、本年8月27日に大塚前副大臣から各府省に公共サービス改革への協力要請を行ったところ、外務省から、同省所管の国際交流基金が運営する日本語国際センターの施設管理・運營業務について、平成23年4月1日の業務

開始を想定して民間競争入札に付したいとの申出が寄せられたと。

概要については、一番下のところになりますけれども、当該独立行政法人の業務ということになりますけれども、この日本語国際センターの施設管理・運営業務ということになっておりまして、この業務の概要、入札の対象範囲というのは、いわゆる一般的な施設管理・運営業務の範囲内ということもございますので、公共サービス改革推進室の中で検討した結果としましては、本業務は民間競争入札の対象事業として妥当であるという結論を事務方として得たということでございます。

2.のところになりますけれども、民間競争入札の対象として選定した事業というのは、既に今年度分については改定してしまいましたけれども、公共サービス改革基本方針の別表にも掲げられておりますので、こちらに追加をするということ視野に入れて調整しなければならないということでございます。

3のところですが、以上を踏まえまして、本事業については、外務省からの申出を踏まえて、先ほど御説明申し上げた内容の業務の範囲内について、民間競争入札に付すという前提で、早急に入札監理小委での審議を進めていただきたいということで御審議いただければと思います。

事務方からは以上でございます。

○落合委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明について、御質問、御意見ございますか。

それでは、特にないようですので、本件につきましては、今後、入札監理小委員会において実施要項（案）を検討していただくということにしたいと思います。

そういたしますと、本日の公開審議というものはこれで終了ということになりますので、傍聴者の方は御退席をお願いいたします。

（傍聴者退室）